

○美咲町墓地公園設置条例施行規則

平成28年9月28日

規則第38号

美咲町墓地公園設置条例施行規則（平成20年美咲町規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、美咲町墓地公園設置条例（平成20年美咲町条例第33号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、美咲町公営墓地の管理運営に関し、必要な事項を定める。

（使用許可）

第2条 条例第8条の規定による墓所の使用許可を受けようとする者は、墓地公園使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 使用者の資格は、個人及び町内に住所を有する法人とする。

（1） 使用者が個人の場合で、町内に住所又は本籍を有しないときは、新規申請時に限り、町内に居住している者を代理人として定め、申請の際にその者の本籍が記載された住民票を添えなければならない。ただし、許可の承継及び町内に住所を有していた者が町外に転出した場合は、承継者若しくは使用者個人の本籍が記載された住民票を提出するものとし、代理人を定める必要はないものとする。また、代理人の死亡等により変更が生じた場合は、申請者の本籍地等の確認ができる場合は新たに代理人を定める必要はないものとする。

（2） 使用者が法人の場合は、町内に居住している者を代理人として定め、申請の際にその者の本籍が記載された住民票及び法人の登記簿謄本を添えなければならない。

3 町長は、条例第8条の許可をしたときは、墓地公園使用許可決定通知書（様式第2号）により通知し、使用料及び管理料の納入を確認した後、墓地公園使用許可証（様式第3号）を交付する。

4 町長は、第1項による申請を不許可とした場合、理由を付して申請者に通知しなければならない。

5 新たに使用者となった者は、使用する墓地公園において、維持管理等を目的とする使用者組合等（以下「管理組合等」という。）が設立されている場合は、その管理組合等に参加しなければならない。

（管理台帳の整備）

第3条 町長は、墓地公園の管理運営を常に明らかにするために、以下の書類を整備しなければならない。

（1） 墓地公園管理台帳（様式第4号）

（2） 墓地公園管理料徴収台帳（様式第5号）

（3） その他町長が必要と認める書類

（使用者募集の公募）

第4条 墓所の使用者を公募するときは、次に掲げる事項を広報紙へ掲載するほか、町長が適当と認める方法により行う。

- (1) 墓地の名称
- (2) 公募の期間
- (3) 募集する墓所の数、区画の位置及び面積
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 公募による墓所の使用許可を受けようとする者は、第2条に定めるところにより、公募の期間内に使用許可申請書を提出しなければならない。

3 公募した同一の墓所について、2人以上の者から使用許可申請があった場合は、公開抽選により、使用者を定めるものとする。

(墓所の面積)

第5条 墓所の面積については、甲種墓所については1区画の面積を9平方メートル以内とし、乙種墓所についてはこれを定めない。

2 墓所の使用の許可については、甲種墓所については、1区画単位で使用権を設定するものとし、20平方メートル以内とする。乙種墓所については、埋葬に必要な面積に限る。

3 本規則施行前に使用が認められたものについては、第1項及び前項の規定を適用しない。

(管理料)

第6条 条例第10条に定める管理料は、別表のとおりとする。

2 墓地公園に管理組合等が設置されている場合において、その管理組合等が当該墓地公園の維持管理等を目的として、使用者から負担金等を徴収する場合は、管理組合等の負担金等は第1項に定める管理料とは別に負担しなければならない。

(工作物等の設置)

第7条 条例第11条の規定による工作物等を設置しようとする者は、町長に墓所内工作物等設置許可申請書(様式第6号)を提出して、許可を受けなければならない。

2 工作物等の設置及び改造は次の基準によらなければならない。

- (1) 墓碑又はこれに類する設備の高さは地表から2.5メートル以内とする。
- (2) 盛土の高さは地表から0.4メートル以内とする。
- (3) 隣接地との境界に板べい等を設置し、又は植樹をするなど、他に迷惑を及ぼす設備を設置しないこと。

3 町長は、工作物等の設置を許可したときは、墓所内工作物等設置許可通知書(様式第7号)を交付する。

4 町長は、第1項による申請を不許可とした場合、理由を付して申請者に通知しなければならない。

5 第3項の許可を受けた者は、工作物等の設置が完了した際には、速やかに町の検査を受け、墓地内工作物等設置検査済証(様式第8号)の交付を受けなければならない。

(使用権の承継)

第8条 条例第12条の規定により、使用権の承継をしようとする者は、墓地公園使用者承継申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、使用承継を許可したときは、墓地公園使用者承継許可通知書(様式第10号)により通知し、墓地公園使用許可証に新たに使用者となった者の氏名等を記載して交付する。

3 町長は、第1項による申請を不許可とした場合、理由を付して申請者に通知しなければならない。

(住所氏名の変更)

第9条 条例第14条の規定により、使用者及び代理人の住所、氏名の変更の届出をしようとする者は、墓地公園使用許可変更届出書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(墓所の返還)

第10条 条例第15条の規定により、墓所を返還しようとする者は、墓所返還届出書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第9条第2項のただし書きにより永代使用料を返還する場合は、永代使用許可後の経過年数に応じて返還する。ただし、使用者が使用許可期間中に工作物等を設置していない墓所に限る。

1年未満 永代使用料の95%

2年未満 永代使用料の90%

3年未満 永代使用料の85%

4年未満 永代使用料の80%

5年未満 永代使用料の75%

5年以上 返還しない

(使用許可の取消)

第11条 町長は、条例第17条の規定により、墓所の使用許可を取り消す場合は、墓地公園使用許可取消通知書(様式第13号)により、使用者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和元年12月20日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第19号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

墓所の種別及び名称		管理料
甲種 墓所	飯岡墓地公園	無料
	吉ヶ原墓地公園	無料
	藤原墓地公園	無料
	飯岡月の輪団地墓地公園	無料
	美咲霊園	100,000円（永代管理料とする。）
	西川共同墓地公園	無料
乙種墓所	無料	

様式第1号(第2条関係)

課 長	課長代理	係

墓地公園使用許可申請書

年 月 日

美咲町長 様

申請者 本籍
住所
氏名
電話番号

次のとおり墓所を使用したいので、美咲町墓地公園設置条例第8条の規定により、申請します。

記

希望する墓所の名称	
希望する墓所の番号	
代理人住所氏名(※)	住所 氏名

※代理人が不要な場合は、記入の必要はありません。

※代理人の住民票（本籍地の記載があるもの）を添付のこと。

様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

墓地公園使用許可決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、墓地公園使用許可申請については、下記のとおり決定したので、美咲町墓地公園設置条例施行規則第2条第3項の規定により通知します。

記

使用する墓所の名称	
墓所の番号及び面積	第 番墓所 平方メートル
永代使用料	円
管 理 料	円

注) 永代使用料の納入を確認後、墓地公園使用許可証を交付します。

様式第3号(第2条関係)

(表)

許可第 号

墓地公園使用許可証

下記墓所の使用について、条件を付して許可します。

墓地公園名称	墓 所		使用者又は承継使用者		備考
	番号	面積	住 所	氏 名	
			使用者		
			代理人		

条件1 美咲町墓地公園設置条例及び同施行規則を遵守すること。

年 月 日

美咲町長



(裏)

墓所の使用に関する注意事項

- 次の場合は、速やかに各申請書、届出書を提出してください。
 - 墓碑などの工作物を新設し、又は改修しようとするとき。
 - 使用者の承継をするとき。
 - 使用者又は代理人の住所、氏名を変更したとき。
 - 墓所が不要になったとき。
- 許可を受けたときの条件に違反したときは許可を取り消し、墓所内の工作物等の除去、原形に復すること命じます。
- 墓所は常に清掃し、設備の転倒、その他他人に迷惑をかけるおそれがあるときは、速やかに修理、その他必要な措置をとってください。
- 第2項及び前項の措置がされないときは、美咲町墓地公園施行条例第17条第3項の規定に基づき、その費用を使用者から徴収します。
- 既納の永代使用料及び管理料は返還できません。
- この墓所使用許可証は大切に保管してください。

様式第6号(第7条関係)

課 長	課長代理	係

墓所内工作物等設置許可申請書

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住所
氏名

墓所内に工作物を設置したいので、美咲町墓地公園設置条例第11条の規定により申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 許可第 号
位置及び面積	番墓所 m ²
目的及び期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 内 容	墓碑の高さ m 盛土の高さ m
	土留め、その他
工事請負者住所氏名	住所 氏名
添 付 書 類	墓地公園使用許可証 工事内容欄に記入できない場合は、図面等

様

美咲町長

墓所内工作物等設置許可通知書

下記墓所内の工作物等の設置について、許可します。
なお、工事完了後は、速やかに町の完了検査を受けてください。

設置許可申請年月日	年 月 日
許可年月日及び番号	年 月 日 許可第 号
位 置	番墓所
目的及び期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事内容	墓碑の高さ m 盛土の高さ m
	土留め、その他
工事請負者住所氏名	住所 氏名

墓所内工作物等工事に関する注意事項

- 1 この工事の施工にあたっては、他に迷惑を及ぼさないようにしてください。
- 2 この工事が完了後、竣工検査を受け、墓所内工作物等設置検査済証を受領してください。
- 3 工事中又は竣工検査の結果、許可の内容に違反した事実があるときは、工事の中止又は変更を命じることがあります。

様式第8号(第7条関係)

墓所内工作物等設置検査済証

申請のあった墓所内工作物等の設置工事については、美咲町墓地公園設置条例施行規則第7条第5項の規定により検査をしたところ、同規則第7条第2項に反することなく工事が完了していることを証明します。

記

墓所の位置	工作物等設置 許可通知年月日	決定番号	検査年月日	検査者職氏名	確認
番墓所					

※表内は記入しないでください。

注) この検査済証は、墓地公園使用許可証と一緒に大切に保管してください。

様式第9号(第8条関係)

課 長	課長代理	係

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住所
氏名
(旧使用者との続柄)

墓地公園使用者承継申請書

美咲町墓地公園の使用について、下記により使用者の承継をしたいので、美咲町墓地公園設置条例第12条の規定により申請します。

なお、当墓所の使用の承継に関して、将来において問題が発生した場合、私が責任を持って処理します。

記

墓所の位置	番墓所
許可年月日及び許可番号	年 月 日 許可第 号
旧使用者住所氏名	住所 氏名
新使用者住所氏名	住所 氏名 (続柄)
承 継 事 由	

添付書類

1. 墓地公園使用許可証
2. 住民票 (本籍地の記載のあるもの)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

墓地公園使用者承継許可通知書

年 月 日付けで申請のありました、墓地公園使用者の承継について、下記のとおり決定したので、美咲町墓地公園設置条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

記

使用する墓地公園の名称		
使用する墓所の番号及び面積		番墓所 m ²
旧使用者	住所	
	氏名	
新使用者 (承継者)	住所	
	氏名	

様式第11号(第9条関係)

課 長	課長代理	係

年 月 日

美咲町長 様

届出者 住所
氏名

墓地公園使用許可変更届出書

美咲町墓地公園の使用について、下記のとおり使用者又は代理人に異動がありましたので、美咲町墓地公園設置条例第14条の規定により届け出します。

記

墓所の位置	番墓所
許可年月日及び許可番号	年 月 日 許可第 号
異 動 内 容	変更前
	変更後

添付書類

1. 墓地公園使用許可証
2. 変更内容を証する書類（住民票等）

様式第12号(第10条関係)

課長	課長代理	係

年 月 日

美咲町長 様

届出者 住所
氏名
(使用者との続柄)
使用者死亡の場合祭祀を相続する者
住所
氏名
(使用者との続柄)

墓所返還届出書

墓地公園の使用許可を受けていた下記の墓所について、都合により返還しますので、美咲町墓地公園設置条例第15条の規定により届出します。

なお、当墓所の返還に関して、将来において問題が発生した場合、私が責任を持って処理します。

記

使用者の住所及び氏名	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 許可第 号
墓所の位置及び面積	番墓所 m ²
返還する理由	

添付書類

墓地公園使用許可証

様式第13号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

美咲町長

墓地公園使用許可取消通知書

墓地公園使用許可について、下記事由により取り消しましたので、美咲町墓地公園設置条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 許可第 号
墓所の位置	番墓所
取消事由	